

居宅療養管理指導のサービス提供にかかる重要事項

事業者概要

事業者名称	セコム薬局杉並(東京都知事指定居宅療養管理指導サービス事業者)
事業所の所在地	東京都杉並区久我山2-16-26サンテ久我山
指定番号	東京都 指定 1341555870号
電話番号	03-5336-5678

事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき、薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、セコム薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、ほかの居宅サービス事業者その他保険、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らす事はいたしません。

提供するサービス

当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方箋に基づいて薬剤を調整するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。

注)居宅管理指導または介護予防居宅管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

職員等の体制

薬剤師18名事務員17名(令和7年6月現在)

営業日時

①営業日 月曜日から土曜日まで。但し、国民の祝祭日及び年末年始(12月31日～1月3日)を除きます。

②営業時間 月曜日から金曜日の午前9:00～午後6:00 土曜日の午前9:00～午後1:00

利用料

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費

518円又は379円又は342円

算定する日の間隔は6日以上かつ月4回を限度。

但しがん末期の方又は中心静脈栄養を受けている方の場合、1週に2回かつ月に8回を限度。

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき100円(①に加算)